

令和5年度 特別教育等講習一覧 (大川支部)

- 事業者は、厚生労働省令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければなりません。
また、職長、その他の作業中の労働者を直接指導・監督する者に対しては、所定の教育を実施することが義務付けられています(労働安全衛生法第59条第3項、第60条)。
- 所定の教育で正しい知識を身に付け、正しい作業行動をとることができるようになることが労働災害防止の第一歩です。

(テキスト代は価格変更に伴い変わる場合があります)

講習名	関係法令規則等	実施日	受講料	テキスト代	実施場所	特別教育等を必要とする業務・教育対象者・教育内容等
新入者労務安全衛生教育 新入者労務安全衛生教育出張講習【帝國製菓㈱】	法第59条 則第35条	4月17日 4月28日	会 員 6,810円 非会員 9,950円	2,728円	高松 帝國製菓㈱	労働者を雇い入れた時、その従事する業務に関する安全衛生教育(新たに社会人となった人)又は転職して新たに入社した人
職長教育	法第60条 令第19条 則第40条	4月10～11日 11月6～7日	会 員 9,430円 非会員 13,620円	880円	高松	建設業、製造業等で、新たに職務に就くこととなった職長・労働者を直接指導又は監督する班長、現場監督等の立場の人(作業主任者を除く)[令和5年4月1日から「食料品製造業」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が、職長等教育の対象業種になりました。]
職長・安全衛生責任者教育	法第16条 則第19条	6月12～13日 7月13～14日 R6 1月15～16日	会 員 10,480円 非会員 15,190円	1,650円	大川 高松 高松	職長教育及び建設業、造船業で、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者(元方事業者)以外の請負人で、統括安全衛生責任者との連絡・調整等を行う安全衛生責任者に対する安全衛生教育
職長等再教育・安全衛生責任者教育	法第16条 則第19条 関連通達	6月20日	会 員 6,290円 非会員 9,430円	1,760円	高松	職長教育の修了者で、概ね5年を経過した者に対する技術、職場環境の変化等に応じた能力向上教育及び安全衛生責任者に対する安全衛生教育(「職長等教育修了書」の写しを申込書に添付して申し込んで下さい。)
職長等能力向上教育(職長再教育)	法第16条 則第19条 関連通達	10月10日	会 員 6,290円 非会員 9,430円	990円	高松	職長等教育の修了者で、概ね5年を経過した人又は機械設備等に大幅な変更があった時に受ける再教育(「職長等教育修了書」の写しを申込書に添付して申し込んで下さい。)
職長・安全衛生責任者能力向上教育(再教育)	法第16条 則第19条 関連通達	12月18日	会 員 6,290円 非会員 9,430円	990円	高松	職長及び安全衛生責任者教育の修了者で、概ね5年を経過した人又は機械設備等に大幅な変更があった時に受ける再教育(「職長及び安全衛生責任者教育修了書」の写しを申込書に添付して申し込んで下さい。)
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	法第59条 関連通達	4月27日 5月29日 7月18日 10月2日 11月24日 R6 1月25日 R6 3月15日	会 員 7,330円 非会員 11,520円	990円	高松	高さが2m以上の箇所で作業床を設けることが困難な所において、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業につく人が、終了しておかなければならない特別教育
酸素欠乏等危険作業特別教育	法第59条 則第36条 (第26号)	5月15日	会 員 6,290円 非会員 9,430円	1,430円	高松	マンホール、タンク内部等の酸素欠乏危険場所における作業に係る業務(労働安全衛生法施行令別表6に掲げる作業)
粉じん作業特別教育	法第59条 則第36条 (第29号)	8月7日	会 員 5,240円 非会員 8,380円	880円	高松	岩石、鉱物の動力による裁断、彫り、仕上げ作業、研磨材を用いて金属等を研磨、裁断する作業等に係る業務
低圧電気取扱業務に係る特別教育	法第59条 則第36条 (第4号)	5月17日 8月21日 11月20日 R6 2月26日	会 員 6,810円 非会員 9,950円	770円	高松	低圧(直流にあっては750V以下、交流にあっては600V以下である電圧をいう)の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
高圧・特別高圧電気取扱業務に係る特別教育	法第59条 則第36条 (第4号)	6月5日～6日 12月25日～26日	会 員 9,430円 非会員 13,620円	1,430円	高松	高圧(直流にあっては750Vを超え、交流にあっては600Vを超え7000V以下である電圧をいう)もしくは特別高圧(7000Vを超える電圧をいう)の充電電路又は、当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理又は操作の業務
自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育	法第59条 則第36条 (第1号)	5月19日 8月28日 12月1日 R6 3月1日	会 員 6,290円 非会員 9,430円	1,320円	高松	携帯用グラインダー・卓上グラインダー等自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
危険予知訓練(KYT)		6月27日 7月10日 R6 2月9日	会 員 6,810円 非会員 9,950円	1,000円	大川 高松 高松	イラストシート等を使って職場や作業に潜む危険を発見・把握・解決していく手法を学び、危険感受性を高め、問題解決能力を向上させ、実践への意欲を高めることをねらった教育訓練
交通危険予知訓練		10月5日	会 員 7,330円 非会員 11,520円	660円	高松	運転場面のイラストシート等を使って、運転場面の状況に潜む危険を発見・把握・解決していく手法を学び、危険感受性を高め、問題解決能力を向上させ、実践への意欲を高めることをねらった教育訓練
足場の組立て等の業務に係る特別教育	法第59条 則第36条 (第39号)	4月24日	会 員 6,290円 非会員 9,430円	815円	高松	足場の組立て、解体又は変更の作業に従事している人
電気工事作業指揮者安全教育		7月28日 R6 1月6日	会 員 6,290円 非会員 9,430円	1,210円	高松	電気工事作業指揮者として選任された人又は新たに選任される予定の人
動力プレスの金型等の取付け取外し又は調整の業務に係る特別教育	法第59条 則第36条 (第2号)	11月30日	会 員 6,810円 非会員 9,950円	1,100円	高松	動力により駆動されるプレス機械の金型、シャアの刃部又はプレス機械若しくはシャアの安全装置若しくは安全囲いの取り付け取外し又は調整の業務
巻上げ機の運転の業務に係る特別教育	法第59条 則第36条 (第11号)	11月13日～14日	会 員 6,290円 非会員 9,430円	1,170円	高松	動力により駆動される巻上げ機(電気ホイスト等)の運転の業務
玉掛け技能講習	法第61条 令第20条 ㊦則第221条	(学科) 11月28～29日 (実技) 12月1日	24,140円	1,650円 (1,485円)	大川 高松	制限荷重が1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、デリック、移動式クレーンの玉掛けの業務

- ※ 実施場所 高松は 香川労働基準会館(高松市郷東町436-3) 大川は ひとの駅さんぽんまつ(東かがわ市三本松1172-1)
- ※ 玉掛けは <学科> ひとの駅さんぽんまつ(東かがわ市三本松1172-1) <実技> 日本クレーン協会香川支部実技講習会場(高松市郷東町436-3)
- ※ 4月28日開催の新入社労務安全衛生教育は出張講習のため一般参加は受付できません。
- ※ 出張講習も致します。ご相談、お問い合わせは右記までご連絡下さい。 (一社)香川労働基準協会 大川支部 TEL 0879-26-3220